

いにしえ地域密着型通所介護事業所 利用サービス重要事項説明書

1 当社の概要

- (1) 法人名 合同会社 縁合
- (2) 法人所在地 熊本県荒尾市菰屋2031番地8
- (3) 電話番号 0968-68-5222
- (4) 代表者氏名 代表社員 藪内 佳代子
- (5) 設立年月日 平成22年11月1日

2 サービスを提供する事業所の概要

- (1) 事業所名、所在地、提供できるサービスの種類、実施地域、利用定員

事業所名	いにしえ通所介護事業所
所在地	熊本県荒尾市菰屋2031番地10-2
電話番号	0968-68-5222
FAX番号	0968-68-5220
事業者の種類及び事業所番号	地域密着型通所介護 (4370401103)
管理者	田中 法子
サービスを提供できる地域	荒尾市
開設年月日	平成23年4月11日
利用定員	15名
事業所が行っている他の事業	訪問介護事業所 梨園 有料老人ホーム 梨園、有料老人ホーム 梨園 II 和園 居宅介護支援事業所

- (2) 事業所の概要

敷地面積	188.70㎡
建築面積	188.069㎡
延床面積	171.44㎡
主な設備	食堂、機能訓練室、浴室、相談室、談話室、 静養室など
食堂・機能訓練室の面積	83.062㎡
浴室の面積	17.7㎡
相談室の面積	4.5㎡

- (3) 当事業所の職員の体制

- ① 管理者 1名 (常勤 機能訓練指導員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他必要な業務の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 2名以上
生活相談員は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用申し込みに係る調

整、介護計画の作成等を行う。また、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練及び相談援助等の生活指導を行う。

- ③ 介護職員 3名以上
介護職員は、入浴介助等日常生活上必要な介護や健康管理を行う。
- ④ 看護職員 3名以上
看護職員は、健康状態の観察、バイタルチェック、薬の管理、主治医の指示に基づく処置の他、食事介助・レクリエーションの手伝いなどを行う。
- ⑤ 機能訓練指導員 3名以上
機能訓練指導員は、心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止する為の訓練を行う他、レクリエーションの手伝いなどを行う。
- ⑥ その他
調理職員 2名 事務職員 1名

(4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
受付時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	9時15分～16時30分
営業しない日	日曜日 8月15日及び12月31日から1月2日は休日とする。

3 サービスの内容

身体介護に関すること	日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供します。 排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体介護
入浴に関すること	家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴のサービスを提供します。 衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助
食事に関すること	利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。 食事サービスの利用は任意です。
機能訓練に関すること	体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行います。
送迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。 送迎サービスの利用は任意です。
相談・助言に関すること	利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

4 利用料金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（利用料）の1割もしくは保険者が定めた利用者負担割合とします。ただし、介護保険の給付を超えたサービス利用は全額負担となります。

(1) 通所介護費（所要時間7時間以上8時間未満—地域密着型通所介護費）

要介護区分	介護報酬算定 1日当たりの単位	1日当たりの利 用料金	利用料金の中 に、介護保険 から給付され る金額	サービス利 用に係る自 己負担額 (1-2)
要介護1	753単位/日	7,530円	6,777円	753円
要介護2	890単位/日	8,900円	8,010円	890円
要介護3	1,032単位/日	10,320円	9,288円	1,032円
要介護4	1,172単位/日	11,720円	10,548円	1,172円
要介護5	1,312単位/日	13,120円	11,808円	1,312円

(2) 各種加算・減算

入浴介助加算 入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に加算	40単位/日(40円)
個別機能訓練加算 (I) ロ 提供時間を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する 常勤の理学療法士等を1名以上配置して行う場合 (心身の状況に応じた機能訓練を行う場合)	76単位/日(76円)
中重度者ケア体制加算 重度の要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に 資するサービスを提供している事業所の評価をする場合、 通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の 提供に当たる看護職員を1名以上確保できるときのみの 加算	45単位/日(45円)
認知症加算 認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、 認知症介護実践者研修の修了者を提供時間を通じて1名 以上配置し、認知症の症状の緩和と自立(律)支援に向 けた専門的なケアを行う。 (看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2名以上確	60単位/日(60円)

<p>介護職員等処遇改善加算 (I)</p> <p>介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。</p>	24.5%
---	-------

<p>同一建物に対する減算</p> <p>通所介護事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から当該事業所に通いサービスを利用する者</p>	<p>所定単位数から94単位/日を減じた単位数で算定(−94円)</p>
---	--------------------------------------

※介護保険の適用がある場合は、加算費の1割()の中の料金が利用者負担金となります。

※介護保険の適用がない場合や介護保険での給付範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

(3) 保険外の費用

食費	1食570円(税込み)(おやつを含みます。)
おむつ代	おむつは、原則として各利用者の持ち込みによる自己負担とします。 ただし、利用者がおむつを忘れた場合には事業所によりおむつを提供します。この場合は、おむつ代として1枚200円を徴収します。
日常生活における通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用	実費

保険外の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けます。

※通常の実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり20円徴収します。

○キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無料
利用日の前日に連絡があった場合	利用料自己負担部分の25%
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の50%

(4) 利用料等のお支払方法

毎月、10日すぎに前月分の請求をいたしますので、毎月末日までに当事業所までに直接持参して現金でお支払いしていただくか若しくは下記口座に振り込み送金してお支払いください。

熊本中央信用金庫 中央支店

普通預金口座(口座番号 0277357)

口座名義 合同会社 縁合

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

事業所の生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防通所介護にあつては要支援状態）にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) その他

事項	内容
通所介護計画の作成及び事後評価	当事業所の管理者が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、通所介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	採用時研修 採用後2か月以内 継続研修 年2回

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

対応曜日及び時間	月曜日から土曜日 8:30～17:30 ただし、上記曜日及び時間以外は、当事業所の担当者が、転送先の携帯電話により対応
電話	0968-68-5222
面接	当事業所 相談室
担当者	管理者 田中 法子 生活相談員 藪内 佳代子 田中 法子 上記担当者が不在の時は、他の従業者が対応し、担当者に確実に伝達します。
当事業所以外の 相談・苦情窓口	熊本県国民健康保険団体連合会 TEL 096-365-0329

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に関して採った処置ついて記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9 損害賠償

当事業所のサービス提供中に、ご利用者の生命、身体、財産に対して賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償いたします。ただし、天変地異などの不可抗力による場合など、事業者が故意過失がなかった場合はこの限りではありません。また事故発生時にご利用者に重大な過失があった場合は損害賠償を減じることがあります。

10 非常災害対策

非常災害の発生に備え、避難経路及び協力機関等との連携方法を策定し、定期的に避難誘導訓練を実施します。

11 個人情報保護の取り扱いについて

事業所に従業員は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。

事業所の従業員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

事業者は、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲内でご利用者又はご家族の個人情報を用いることがあります。

12 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。